

令和7年度事業計画書

〔重点事項〕

令和7年度は、

- 会員指定自動車学校の教習、講習水準の維持向上
- 会員指定自動車学校の発展のための施策等の推進
- 会員指定自動車学校の適切な運営に向けた取組
- 交通安全教育等の推進
- 協会における適切な業務運営

等を重点として、次の事項を推進します。

〔推進事項〕

第1 会員指定自動車学校の教習、講習水準の維持向上

1 指定自動車教習所職員講習事業の実施

副管理者、技能検定員、教習指導員等の各法定講習を年間計画に基づき実施します。

2 各種研修会等事業の実施

(1) 職員講習の委嘱講師に対する委嘱状交付式

4月3日(木) 運転免許試験場

(2) 職員講習の委嘱講師検討会

4月3日(木) 運転免許試験場

4月24日(木) 運転免許試験場

(3) 新任教習指導員研修会

4月17日(木) 運転免許試験場

(4) 学科教習競技大会

6月23日(月) 運転免許試験場

(5) 幹部研修会

10月10日(金) くじゃく荘(川棚町)

3 新任教習指導員等養成講習の実施

年間3回(5月、7～8月、11月)、運転免許試験場において新任教習指導員等養成講習を実施します。

4 全指連主催研修会への派遣

全指連主催の障害者教習指導員研修、高齢運転者支援指導員研修、高速教習指導員研修、設置者及び管理者研修会などの研修に積極的に派遣します。

5 安全運転中央研修所制度の活用

(1) 安全運転中央研修所の研修への派遣

安全運転中央研修所主催による新任運転適性指導員課程、新任教習指導員課程など、各種研修に積極的に派遣します。

(2) 高齢者講習指導員養成講習の地方開催（福岡県）への派遣

令和4年度から試行的に実施されている中央研修所の地方開催は令和7年度も開催が決定しており、同講習に積極的に派遣します。

第2 会員指定自動車学校の発展のための施策等の推進

1 人材確保に向けた取組

指定自動車教習所における人材の採用・定着・育成・活躍等の人材活用の支援を目的に全指連に設置されている「働き方改革・人材活用に関する調査検討小委員会」における検討等について情報収集及び速やかな伝達をします。また、人材確保に向けた取組の事業等を行った事業者団体が支給対象となっている「働き方改革推進支援助成金（団体推進コース）」制度を活用し会員指定校が助成を受けられるよう情報収集、実態把握に努めるなど人材確保に向けた取組を推進します。

2 高校生の入校者平準化対策の推進

(1) 高校生の繁忙期における入校卒業状況等に関する調査・分析

令和6年9月から令和7年3月までの間における各会員指定校に入校した高校生数を調査の上、分析を行います。

(2) 関係機関への要望書の提出

県教育庁児童生徒支援課及び県総務部学事振興課等に対して会長名による高校生の早期入校等に関する要望書を提出するとともに、協力関係の醸成に努めます。

(3) 普通仮免許等の年齢要件の引き下げに関する情報の収集及び伝達

令和6年5月24日、普通免許等の仮免許の取得年齢を18歳から17歳6か月への引下げを内容とする道路交通法の一部改正案が公布されまし

た。公布の日から2年以内に施行されることから引き続き情報収集及び会員指定校に速やかに伝達します。

3 高齢運転者等に関する取組

(1) 認定教育等の積極的な活用の促進

高齢者講習等については、令和4年10月1日から全会員指定校において認定教育の運用が開始されていることから、引き続き、各会員指定校において積極的に行われるよう支援に努めます。

(2) 高齢者講習等の受検・受講待ち日数の長期化を解消するための対策の推進

各会員指定校及び県警運転免許管理課との連携を図りながら高齢者講習等の受検・受講待ち日数の長期化解消に取り組んでいきます。

4 初心運転者の交通事故防止対策の推進

(1) 初心運転者による交通事故防止対策の研究

自動車安全運転センター県事務所との連携を図り、初心運転者の事故者率及び違反状況等を分析し、安全運転の定着化に寄与するとともに、他県協会の初心運転者の交通事故防止活動に関する事例研究を行います。

(2) 初心運転者講習及び卒業生対策の推進

会員指定校が中心となって初心運転者講習及び卒業生対策を推進できるよう積極的に支援します。

(3) SDカード取得率の向上

SDカード取得率の向上に努めるとともに、優秀校（者）に対する表彰を積極的に行います。

第3 会員指定自動車学校の適切な運営に向けた取組

1 会員指定自動車学校におけるデジタル化の推進

(1) オンライン学科教習の適正な実施に向けた取組

オンライン学科教習の調査研究にかかる情報の収集及び伝達等により、会員指定校におけるオンライン学科教習の適正かつより効果的な実施に努めます。

(2) 会員指定自動車学校業務のデジタル化に向けた取組

自動車学校業務のデジタル化の調査研究にかかる情報の収集及び伝達する

とともに、県警運転免許管理課と連携し、申請、届出、報告等のオンライン化を推進します。

2 公正競争規約の適切な運用

指定自動車教習所公正取引協議会（指公協）と連携するとともに、指公協長崎県支部における公正競争規約を遵守するための調査研究及び研修会等を開催し、公正競争規約の適切な運用に努めます。

3 教習・講習中における不適切事案防止対策の推進

会員指定校及び県警運転免許管理課と連携を図りながら不適切事案の未然防止に努めるとともに不適切事案認知時は分析等を行い、各会員指定校の再発防止に努めます。

第4 交通安全教育等の推進

1 四季の交通安全運動の推進

(1) 広報媒体による広報活動の推進

マスコミ等が企画する飲酒運転根絶キャンペーンに協会として協賛するほか、各会員指定校で実施される交通安全教育等について広報活動を推進します。

(2) 「教習所一日開放」行事の積極的な推進

春と秋の全国交通安全運動期間中、各会員指定校において施設等を一日開放し、各種交通安全教育を実施します。

2 交通安全教育センター活動の推進

地域における交通安全教育センター活動として、四季の交通安全運動期間中を始め、幼児・児童及び高齢者への交通安全教室等を推進します。

3 交通安全母の会への交通安全活動助成

県下の交通安全母の会を助成するために、寄付金を寄贈します。

第5 協会における適切な業務運営

1 会員指定自動車学校の運営等に資する情報の収集及び伝達

(1) A T大型免許等の導入に伴う改正等に関する情報

(2) マイナ免許証の開始に伴う情報

- (3) 「教習車両及び教習カリキュラム等の在り方に関する調査研究」に関する情報
- (4) 「普通第二種免許に係る教習カリキュラムに関する調査研究」に関する情報
- (5) 企業研修及び運転免許取得者教育に関する情報
- (6) 長期ビジョン研究会の報告
- (7) その他会員指定校の運営に資する情報

2 広報活動等の推進

- (1) 「指定自動車教習所広報月間」及び「指定自動車教習所の日」の効果的な広報の推進
- (2) 「指定自動車教習所シンボルマーク」の広報の推進
- (3) 教習生、高齢者講習受講者に対する良好な接遇の推進
- (4) 教習サービス向上に関する研究
- (5) 教習に関する意見、苦情等に対する適切な対応

3 会議及び専門委員会等の開催

- (1) 総会
5月14日(水) 長崎サンプリエール
- (2) 理事会
4月25日(金) 協会会議室
11月14日(金) 長崎サンプリエール
令和8年3月下旬 協会会議室
- (3) 専門委員会
 - 経営委員会 10月24日(金)
 - 教習委員会 6月24日(月)、令和8年1月
 - 総務交通安全委員会 令和8年1月
- (4) 各小委員会
令和7年度中 随時開催
- (5) 設置者・管理者会議
11月14日(金) 長崎サンプリエール
- (6) 管理者連絡会議
県南・県北地区において各1回

4 全指連・指公協等及び九指連との緊密な連携

全指連主催の通常総会、指公協会議、総務委員会、全国大会、全国学科教習競技大会、全国指定自動車教習所教習指導員技能研修大会、全国専務理事会議及び指公協支部事務局長会議等に積極的に参加するなど緊密な連携を図ります。

また、九指連主催の通常総会、九州各県協会長会議、九州地区学科教習競技大会及び専務理事会議等に積極的に参加するなど緊密な連携を図ります。

5 県公安委員会等及び関係機関・団体等との連携

(1) 県公安委員会、県警察本部運転免許管理課に対する報告、連絡の徹底

県公安委員会及び県警察本部等に対する報告、連絡の徹底に努めます。

(2) 県交通安全協会をはじめとする交通関係団体との連携

県交通安全協会及び自動車安全運転センター県事務所等関係機関との緊密な連携に努めます。

6 表彰規程に基づく表彰の実施及び全指連・九指連への積極的な表彰上申

表彰規程に基づく表彰を積極的に行うとともに、全指連及び九指連への積極的な表彰上申に努めます。

7 教習関係図書及び資器材等の斡旋業務の推進

会員指定校で使用する教習関係図書及び資器材等について適正な斡旋業務を推進します。